

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **美郷町** (都道府県: **秋田県**)  
 本事業の担当部局名 **商工観光交流課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)				
個別事業名	美郷町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	令和3	年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,400,000 円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p>&lt;地域における実情と課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高い未婚率と進む晩婚化が少子化の原因となっていることから、若い世代での結婚の促進が求められている。</li> <li>・経済的な理由により希望する子どもの数を持つことを諦めている人が多くいることから、経済的支援の充実が求められている。</li> </ul> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt;</p> <p>美郷町の「美郷版総合戦略」においては、結婚・出産・子育ての希望をかなえることを基本目標の1つとし、「結婚支援の推進」と「子育て環境の充実」の2つの施策で構成している。このうち、「結婚支援の推進」では、重点課題として・多様な出会いの場の創出サポートを掲げている。</p> <p>本事業については、現時点で「美郷版総合戦略」の「結婚支援の推進」の取り組みに位置付けている。</p>				
個別事業の内容 ※(注)3	<b>1. 概要</b>				
	<b>【補助対象要件】</b>				
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	<b>【補助上限額】</b>				
29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	
<b>【対象費目】</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用
<input checked="" type="checkbox"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
<b>【その他独自要件】</b>					
・夫婦のいずれにも町税および使用料に滞納がないこと。 ・交付後も本町に5年以上継続して住民登録し、かつ、生活の本拠を置くこと。					
<b>2. 申請見込</b>					
①新規世帯見込	上記のうち	4	世帯	3	世帯
			左記以外	1	世帯

**【積算根拠】**

美郷町結婚新生活支援事業は令和3年度より事業を開始し、次のとおりの交付実績となっている。

令和3年度:2件

令和4年度:1件(令和4年12月末時点)

令和5年度より所得要件が拡充されることから、対象世帯数が増加するものとし、申請見込数を4件と見込む。また、その内訳は「ともに29歳以下の世帯」が3世帯、「それ以外の世帯」が1世帯と見込む。

3世帯 × 60万円 + 1世帯 × 30万円 = 2,100千円

これに加えて、継続補助案件が1件となる見込みであることから、継続補助30万円を見込む。

**【令和4年度申請状況】**

(令和 4 年 4 月 ~ 令和 4 年 12 月)  
申請 実績 世帯数 1 世帯

②継続補助見込	見込世帯数	継続補助実施の有無	有	世帯
	対象経費支出予定額	1	300,000	

**3. 広報の実施予定**

町ホームページ・広報誌へ掲載のほか、チラシを作成し、配布する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		出生数	人	75 (R6年度)
	放課後児童クラブの待機児童数	人	0 (R6年度)	0 (R3年度)
	認定こども園の待機児童数	人	0 (R6年度)	0 (R3年度)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.32 (H29年度)	
	婚姻件数	件	44 (R3年度)	
	婚姻率		2.35 (R3年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	75	50
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	75	50
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	75	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	秋田県が実施する「自治体間連携を伴う広域的な結婚支援の取組」の「結婚サポータースキルアップ事業」において、町広報誌等及び町イベント時での事業周知を図ることで、結婚サポーターの人材発掘を行う。 秋田県が実施する「結婚支援コンシェルジュ事業」の「あきたの出会い・結婚ネットワーク推進事業」において、ネットワーク推進サポーターを活用し、美郷町における結婚支援の取組方針への支援をいただく。 秋田県ホームページでの広報を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	商工会に制度周知のチラシ配置を依頼し、中小企業等への情報提供を行う。			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①~③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
- ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
- ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
- ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
- ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
- ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。